

令和3年2月12日(金曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

野々市市議会基本条例の制定及びタブレット端末の導入について

1 目的

野々市市議会では、議会が市民の負託に応え、市民生活の向上に寄与することを目的に議会運営の基本的な事項を定める「野々市市議会基本条例」を制定します。

また、条例中に「議会の災害対応」として、大規模災害等（新型コロナウイルス感染症を含む。）の対応を定め、参集困難時に情報の共有化やWeb会議等を行えるようタブレット端末を導入します。

もって、紙媒体資料の削減を図り、また、効率的な議会運営を行います。

2 条例を上程する議会

令和3年第2回（3月）市議会定例会

3 条例の施行期日

令和3年4月1日

4 タブレット端末導入時期等

令和3年度中に導入、運用開始

お問い合わせ先

議会事務局：押田 電話 076（227）6140